

古事記の文体の特殊性について

藤井信男

古事記に多く用いられている、接続語「尔」について、まず考察したい。「尔」は仏典に、「尔時」として用いられて、その訓法は「そのとき」と普通はなつてゐる。漢籍では、「尔」一字を接続語として用いることがない。終助字として用いる。そこで、古事記の「尔」の用法は、特殊な用法であり、その訓法も、古くは、「すなはち」と読み、本居宜長は「ここに」と読み、また、「かれ」とも読み、まれには、虚字として読まないでゐる。古事記伝に、

尔、此字は、殊に多く用ひたり。おほくは許々尔と訓べし、又処によりて、迦礼と訓て宜きもあるなり。抑此記の文法、すべて一連の語終りて、次の語の首には、かならず、於是とも、故とも、尔ともいへる。此三ツの辞を用ひたるさまを考へ合するに、ただ其処の語の勢に随ひ、調に任せて置るのみにして、必ずしも各異なる意のあるにはあらず。さればまた故尔とも、故於是とも、重ねても置る。其も同じことなり。但し右の三ツのうち、尔字は、於是とある処と同じ勢なる処に多く、また故尔と重ねたるは多くあれども、尔於是と重ねたる処は無し。これらを思へば、みな許々尔と訓べくして迦礼とは訓まじきが如し。然れども又稀には、故の字を置る勢と全同じくして、許々尔と訓むよりは、迦礼と訓むが優れる処もあり。またあまり頻りに多かる処などは

棄て読まじきもあるなり。(大かた尔とも、於是とも故ともあるは、みな今の俚言に、曾許伝といふ勢となる処なり。尔の字つねに曾能とも訓めば、曾許とおのづから意通へり。又尔時は、曾能登俊と訓ても、許能登俊と訓ても意通ふを、許々と同じければ、許々尔と訓むこと、おのづから字義にもかなへり。又是と如是と、本、同言にして、迦礼は、如是有者の切まりたるなれば、迦礼と訓むも自通へり) 又上巻に自尔とあるは、曾礼余理とも、許礼余理とも訓べく、中巻に尔崇とあるは、曾能多々理とも、許能多々理とも訓べし。

と述べてゐる。「尔」の読み方を「ここに」であることを論じたのは卓見である。しかし、なぜ、「尔」の字が、「ここに」の訓をもつにいたつたかについては、まだ明らかにしていない。「尔時」を「このとき」とも読むから、「尔」は「この」と読むことができ、したがつて「ここ」の意をもつ。そこで、「尔」一字に、「ここに」の読み方が生じたと言おうとしてゐるように受けとれる。ただし、宣長の論旨がはつきりしないのは、「尔時」を「このとき」とも、「そのとき」とも読めると述べ、また、「尔」を「これ」「この」とも、「それ」「その」とも読めると述べて、それぞれの読み方が、どのような場合に妥当なのか不明だからである。しかも、

古事記では、「その」と「この」との、意味、用法は、それぞれ、区別があつて、その差異は重要な意義をもつと思われる。したがつて、官長の説を補うためには、「爾時」「自尔」「尔祟」などについて、「尔」の読み方を「この」「これ」と「その」「それ」とのうち、いずれにするのが、妥当であるか、その検討を必要としよう。

「爾時」および「尔祟」の用例は、ただ一つあるだけであるが、「自尔」は二回あつて、しかも、これと似た他の用例と比較することが出来る。

(1)故自尔、大穴牟遲、与少名毘古那、二柱神相並、作豎此国。(上卷)

(2)故自尔以後、稍餽食、更起荒心、迫来(上卷)

右の(1)、(2)の「尔」を、古事記伝を始め、諸本は「それ」と読んでゐる。しかし、

(3)自此以後、大后、為将豊楽而(下卷)

(4)自此以後、天皇、坐神牀而、昼寝。(下卷)

(5)自茲以後、淡海之佐佐紀山君之祖、名韓袋白(下卷)
とあるのを参照すれば、(2)の「自尔」は、「これより」と読むのがよい。そして、(1)の「自尔」も、「これより」のほうが、「それより」は、よりも、妥当なように思われる。

「尔祟」とあるのは、中卷垂仁天皇の巻であつて、次のような文章の中にある。

於是天皇患賜而、御寝之時、覺于御夢、曰、修理我宮如天皇之御舍者、御子必真事登波牟。
自登下三如此覺時、布斗摩邇邇占相而、求何神之心、尔祟、出雲大神之御心。故、其御子令拜其大神、將遣之時、令副誰人者吉。…令字氣比白三字以音因、拜此大神、誠有驗者、

すなわち「尔祟、出雲大神之御心」は、占によつてわかつた神託であつて、地の文ではあろうが、詞の文としても受けとれる。右に引用した文章の中の地の文の「其大神」は詞の文では「此大神」となつてゐることを傍証とすれば、あまり確実なものではないが、「この祟」と読んでよいことにならう。

「爾時」は、下卷、輕太子と穴穗御子との争のところが分注にみえてゐる。

尔時所作矢者、銅其箭之内。故号其矢謂輕矢也。(下卷)
この分注を、

此時其三柱大神之御名者顯也。(中卷)
という分注に、参照すれば、「爾時」を「このとき」と読んで、さしつかえないようである。

以上によつて、古事記の中にある、接続詞「尔」以外の「尔」の用例で、「その」「それ」と読むべきか、「この」「これ」と読むべきか、問題となるものについて、検討したことになる。その結果、「この」「これ」と読んだほうが、妥当なように判断せざるを得ない。

古事記以外では播磨風土記に「尔」の用例が若干みえる。そして「此時」および「尔時」もある。「此時」の用例は約八例を数えた。すなわち、

- (1) 是時、造酒殿之処、…(賀古郡)
- (2) 是時、滄海甚平、風波和靜。…(印南郡)
- (3) 是時、砥堀出。…(飾磨郡、大野里)
- (4) 是時、立射目之処、是時、大牝鹿泳海就嶋。…(飾磨郡、英馬野)
- (5) 是時、五国造。此時、所作之田。…(飾磨郡、飾磨御毛)
- (6) 此時、天皇問云。…(賀毛郡)

「尔時」の用例は、約三十で、しかも次の用例は、右に述べた(6)の用例によく似ている。

：阿我乃古 申_三欲_三請_三此_三土。 尔時、天皇勅云直請哉。 故曰_三多_三駝_三。
(神前郡、多駝里)

よつて、比較類推して、「尔時」を「此時」と同じく、「このとき」と読んでよいであろう。

なお、仏典について考察してみると、たとえば法華経は、「尔時」と「此時」とを併用していて、その「譬喩品」の中に、

諸子等樂_三著嬉戲、不肯信受。：但東北走戲、視_レ父而已。尔時長者即作_三是念、此金已爲_三大火所燒。：我今當_レ設_三方便_三令_三諸子等_レ得_三免_三斯害_三。

とあるのをうけて、偈では、

諸子無智 雖_レ聞_レ父誨 猶故樂者 嬉戲不已 是時長者 而作_三是念_三： 即便思惟 設_三諸方便_三 告_三諸子等_三 ……

と述べて、「尔時」と「是時」とが、照応している。「尔時」は、「このとき」と読んでよいのではなからうか。

播磨風土記より、制作年代はさがる出雲風土記には、接続詞としての「尔」の用例はない。「尔時」は多く用いていて、「此時」も「其時」も見えないことに驚くのである。出雲風土記は、「此」などを多く用いて、「其」などは、希である。文脈から考えて、「尔時」は、「このとき」と読むのが妥当だと思うが、なお検討を要しよう。

このようにして、「尔時」などの用例は、「このとき」などと読むのがよいとなれば、「尔」は、「この」「これ」から転じて、「ここに」に流用されることは肯定できる。本居宣長が前述した説を補なつて、「尔」の訓法を検討した。このような「尔」の使い方は、漢文の文章にないとなれば、古事記、播磨風土記などは、変体

漢文に属することになる。古事記は、なお、ことに、字音仮字による表記の部分をかなり交じえていること(歌は字音仮字だけで書いてある)は、古事記の文章の性格を複雑なものにしている。

「尔」が、漢文にない使い方であることを述べて、それはただこれ一つかと言うに、そうではない。「幸行(いでます)」「も同様なものと思う。「尔時」から「尔」が分離して、「尔」一字で特殊な意味・用法をもつようになつたと同じく、「幸行」から「幸」が分離して、「幸」一字で、「いでます」と読むにいたつている。「幸行」は「行幸」を誤用したのかもしれない。「幸行」という熟語は、漢和辞典にはみえない。「幸」を「ゆく」の敬語である「いでます」にあてるようになるまでには、「幸行」という熟語を用いなければならぬ。また、「看行」(みそなはず)という用字法、あるいは「聞看」(きこしめす)という用字法、以上、「幸行」「看行」「聞看」などいずれも敬語であり、漢文にない、わが国、独特の語法であるから、漢文にない用字法が発生しやすかつたといえよう。文章を書くのに、わが国語本来のことばを、漢字でなんとか書ききるそうとして、わが国独特な用字法が発達したのである。その間に、漢文(仏典を含む)の語法をも取り入れるところも多かつたにちがいない。それにしても、「尔」(ここに)などを、古事記の中に、あれほど多く用いるにいたるには、「尔時」その他「幸行」や「看行」などを、使いたれた社会集団を想定しなければなるまい。この中には、史部など文筆を職務とする人たちもいるであろうが、古事記の文章などができる以前に、朝廷を中心として、国語に即した文章を書くことを必要とした、ある集団があつたことであろう。そのような集団で用いられた文章の一例として、宣命の文章を取りあげることができる。その文章の用字法の中に、

随神所思行_三佐_三止_三

(第一詔)

のように、「所思行」「所念行」「聞看」などであるのは、古事記の「看行」「聞看」と同じである。両者の間に、語句の表記の特殊なもので一致するもののあることを留意したい。しかしながら、宣命はいわゆる宣命体の文章で、たとえば「…佐久」のように、動詞などの活用の部分を万葉仮名(字音仮名)にしている。古事記には、このような表記はない。序文にことわつているように、一語は、漢字の「訓」か、「音」か、そのいずれか一つによることを通則としている。(神名など、例外はあるが)動詞や形容詞の活用の部分を、宣命のように「音」で書きさえることはしない。このように、古事記の文体と、宣命の文体とは、非常に異なつてはいる。けれども、上述したとおり、「聞看」など、特殊な用字法には一致するもののあること、これもみのがすことのできない、重要なことである。宣命体の文章は、動詞、形容詞について、その活用を意識していて、これを万葉仮名でしるしている。古事記の中にも、語の構造について、かなり進んだ高度な意識がみえなくはない。が、文章全般としては、宣命のほうが、すぐれた表記である。このような表記法の著しい発達は、政治の変革に伴う、政治的意識の高まりと照応する場合がある。当時において、最も日本語を表記するにふさわしい表記法が、宣命のように、目で見ながら、音読しなければならぬような文章、しかも政治と関係のふかい文章において、実現されている。大化の改新が、新しい文体や表記を生みだした契機、あるいは源動力であると考えられてくる。たとえば、天武天皇が「国字」を作つたと、書紀にあることなど、それを傍証するにたりる一つの資料ではなからうか。

古事記のような文体と、宣命のような文体との前後関係など、今後さらに検討すべき問題が多い。しかし、両者は、互いにある程度共通のものをもつていて、無縁のもでないことは明らかである。さらに、古事記においては、仏典にもづくものと、漢籍にもづくもの、さらには、渡來した帰化人の日常のことばづかい、あるいはいわゆる変文などの影響を考へるべきであろう。また、朝鮮の吏登などのことも考慮すべきであろう。いま、前述した「尔」の用字法に論をもどしてみに、古事記では、「尔」と「於是」とをあわせ用いて、しかも同じく、「ここに」と読ませている。両者の用い方の区別に関して、小野田光雄氏は、「二五四例の『尔』は、『於是』の低位に属して文脈進展に参与する承上の詞としての用法を原則とする。(古事記年報)古事記の助字『尔』について」と述べ、「尔」源流として二つの経路(a 尔—乃—爰—於此 b 尔—焉—於是)を推定して、「尔」の用例数、助詞「尔」に対する先人の見解および小野田氏の私見を明らかにした。小島憲之氏は「尔」の源流について、「古事記の『尔』の使用は文選などの詩賦にまなんだのではないかと一応考へてもよからう。…或は一般漢籍にいくらでも例の見出される『尔乃』(尔则・尔即)などを知つてゐて、自ら省略法を思ひついた結果『尔』が詩賦の例とは別に案出されたかも知れない。」(古事記年報)「接続の助字『尔』」とする。本稿では、すでに「尔」の源流については、播磨風土記(宣長以後に発見されたもので、宣長は見えていない)の「尔時」の訓法を、「このとき」であるとして、「是時」と「於是」とが併存していることにかんがみて、「尔時」と「尔」との併存を推測したのである。宣長の説を補つた試案である。そこには、古事記では、なお、「尔」を音仮字にも使用しているように、「尔」に対する特別な関心が、若干加わつていたかもしれない。なお、「尔」一字を、いわゆる助詞を

含めた一文節、「ここに」と読むことも、特殊な用法であるとの疑問がわいてくる。しかし、「是以」を「ここをもちて」と読む例もあるから、あまりそのことにこだわる必要はないかもしれない。本稿では、古事記における「尔」など、特殊な用法——このほかに、敬語法や「幸」（いでます）、「看行」（みそなはず）など——を通して、このような特殊性を生み出す母胎を考えたかつたのである。飯田利行著「日本に残存せる支那古韻の研究」などにかがえるように、呉音漢音以前の古い音が伝えられている。その中には、たとえば「止」の字のように、古語「と」が、そのままに残つて、かなの「と」や「ト」として、今に伝えられてきているものもある。また、古韻は失われて古事記では呉音になつていゝるものに「由」がある。すなわち、「ヨ」（古韻）から「ユ」（呉音）に推移している。（「由」の漢音は、「イウ」字音仮名についてさらに言えば、宣命と古事記とは、共通性が多く、また、古事記伝に言うように、「書紀は、漢音、呉音まじへ用ひ、又一字を三音四音にも、通はし用ひたる故、いとまぎらはしくて、読を誤ること常多きに、此記は、呉音をのみ取て、一ツも漢音を取らず、又一字をば、唯一音に用ひて、二音三音に通はし用ひたることなし。」であるから、ある程度、共通して、固定した文字使用の社会集団の存在を前提としなければならぬ。

古韻が整理され、若干は古韻がのこつていゝるものもあるかもしれないが、だいたい呉音に統一され、しかも一字一音（漢音に影響されていゝない）とすれば、およその時期も想定されてくるのではなからうか。宣命体の文章がいつまでさかのぼりうるかはなお研究課題ではあるが、統紀にある最も古いものは文武天皇元年のものである。大化元年からの詔勅は、もと宣命体のもので、漢文に書き改めたものかもしれないが、判然とはしなない。ただし、文武天皇の元年か

らさかのぼつて、持統天皇、文武天皇のころから、宣命体に類するものが行なわれるにいたつたのではなからうか。

しかしその当時はごく一部の間で行なわれていたのであり、むしろ古事記のような文章が、宮廷を中心として、ある範囲では相当行なわれたのではなからうか。大化改新も一段落し、文運も盛んにならうとするのであるから、序文にいう「諸家」いわゆる氏々でも、古事記のような文体で、古い文献を書き直したり、伝承を記録したりすることが行なわれたと思う。聖徳太子の三経義疏が卷子本として今に伝えられていることを考えて、当時の文献が、一つでも残つていれば、これにこしたことはないのであるが、義疏（推古時代のもの）であることを疑問とする説もあるが）以外にはない。それだからといつて、当時、このような文献のあつたことを否定することもできないであらう。なお、白鳳時代の文物の優秀性、また金石文などを参照して、古事記のような文体で、記録したり、文章を作つたりした時代と社会集団とをおよそ天武天皇時代に想定したいと思ふのである。

論述が、具体性を欠いていて、ただ輪廓をえがいていゝる感じがして、もどかしさを感じるが、なにらかの参考になれば、幸いである。